

東洋史研究

第七十卷 第二號 平成二十三年九月發行

北魏内朝再論

——比較史の觀點から見た——

川本芳昭

- はじめに
- 一 北魏内朝についての近年の研究に對する若干の私見
 - 二 内朝に關わる比較史の試論——北魏と倭國、および漢——
- おわりに

はじめに

筆者が北魏の内朝についての拙論をはじめて發表したのはかなり以前のこと(1)に屬する。この内朝の研究は、筆者がそれまでに考察していた北魏における部族解散の展開として追求したものであった。(2)この部族解散、内朝についての研究の大要は、北魏道武帝による部族解散は、部族制度を廢止して舊部民個々を皇帝へ直屬せしめることを意味したのではなく、それまで諸部族長が部民に對して保有していた統帥權を皇帝へ集中すること、および諸部族民の移動を禁止定居化せしめ

ることを意味しており、部族制度の全面的解體という意味での「解散」は、道武帝時代以降の推移を受けて實行された孝文帝による改革を待たねばならなかったとしたもので、また内朝はそうした部族制度のいわば上部構造の一組織としての性格をもつものであり、孝文帝による内朝の廢止は西郊祭天の廢止などとともにその改革の一環をなすとするものであった。その後、こうした私見のうちの、道武帝期の部族解散についての理解は、おおよそ大方の賛同を得て、今日に至っているように思われる。⁽⁴⁾

一方、内朝についての理解も、おおよそ大方の賛同を得て今日に至っているように思われるが、その際それを胡族（鮮卑）・北族⁽⁵⁾による中國支配のひとつのシンボルととらえた私見に對し、内朝を後宮とのかかわり度ととらえ、胡族・漢族の相剋との關連度ととらえるべきではないとする理解も提起されている。⁽⁶⁾ 本稿ではそうした見解に對する若干の私見を述べようと思う。

また、筆者がかつて部族解散、内朝について論じた基底には、大興安嶺北方に發した鮮卑は、長い南下の過程を経て北魏を建國、遂には華北を統一するに到るが、⁽⁷⁾ その國家をどのようなものとしてとらえるべきか、とする國家論にかかわる問題意識があった。孝文帝による諸改革前後における北魏の政體を見ると、そこには北魏前期の非漢族的國家と北魏後期の中國王朝化を遂げた國家との相違を見ることができ、北方に發した鮮卑が、匈奴などの融合を経て代國、北魏を建國するに到る過程は、拓跋鮮卑による國家建設・展開の歴史として連続的にとらえることができる。しかし、北魏前期の國家と孝文帝改革以降の國家との間には、前者が濃厚に北方的體制、實態を保持した國家であり、後者が胡漢融合の度合いを強めた中國の中原王朝であるという點で、大きな斷絶があるといえよう。それが孝文帝によるいわゆる「漢化政策」⁽⁸⁾（このときの改革が字義通りの漢化政策ではなく、より深い歴史的意義を持ったものであったことについては、別稿で論じた）によってもたらされたものであることは周知の事柄といえようが、筆者の問題意識は、そのような性格を持つ北魏前期國家と後期國家とを、國家論の立場から考えた際どのように接合できるのかという點にあった。

いわゆる漢化論、同化論の立場からすれば、北魏前期國家は、孝文帝の改革によってはじめて中原の正統王朝という普遍國家へとなりえたとする理解も可能であろう。しかし、そのように理解した場合、北魏前期國家とは、後期國家へと行き着く「過程」の國家であり、孝文帝改革前から進行していた「漢化」によってその主體性を喪失した、あるいはしつこくあった國家という理解を生むであろう。しかし、筆者は、そうした方向性を確認しつつも「漢化」とは別の方向性を持った事象の存在することにも注目する必要があることを指摘し、北魏前期國家は、北アジアにおける拓跋鮮卑の展開の歸結として形成された國家であると、それを「過程」の國家としてではなく、八部制度に基づく「部」體制國家としても把握すべきであると考えるようになった。⁽⁹⁾

征服王朝と呼稱される遼金元清の場合、その持つ北アジア的性格は、中國との對比の上で注目されてきた。しかし、北魏の場合、所謂浸透王朝として理解されることがあり、⁽¹⁰⁾そのことが、北魏前期國家の理解に一定の偏りを生んできたようにも思われる。

では、そのような立場とは別の視点から、かつ北魏前期國家と北魏後期國家とを斷絶としてとらえることなく、北アジア、東アジア史全體の中で位置づけようとするとき、それは如何なるものとして位置づけることができるのであろうか。本稿ではこのような問題についても考えてみようと思う。

すなわち、本稿では右で取り上げた内朝にかかわる問題、あるいは國家論に関わる問題を、北魏の場合を念頭に置きながら、比較史の観点からも考察してみようと思うのである。

ところで、古代日本における稻荷山古墳出土の鐵劍銘、および船山古墳出土の鐵刀銘については、周知のようにこれまでに數多くの考察が加えられてきている。近年の研究によれば「朝廷」の用語を「内廷」、「外朝」の略語として、稻荷山鐵劍銘が記された安東大將軍倭王武の段階には宮中のみならず官人組織を含む府中も整備されたという。⁽¹¹⁾とすれば、稻荷山鐵劍銘、および船山鐵刀銘に見える杖刀人、典曹人はそうした、内廷、外朝のどちらに屬するのかとの疑問が生じるが、

それに對しては、杖刀人は内廷に、典曹人は外朝にそれぞれ屬したとの理解が存在する。⁽¹²⁾

一方、同時代の華北にあった北魏では役所で文書を扱う文書の吏を比徳眞といい、衣服を擔う人を樸大眞といい、兵器を帶びた人を胡洛眞といい、通譯を乞萬眞などといった⁽¹³⁾。ここに見える「眞」は鮮卑語で、日本語の「ひと」を意味する語であり、例えばここに見える比徳眞はビティグチを、⁽¹⁴⁾胡洛眞はコルチを意味していると考えられるが、かつてこのような點に注目し筆者は、倭國の國制と北魏の國制との展開過程における類似を指摘したことがある。⁽¹⁶⁾

本稿ではこうした點についてもあらためて考察し、所謂「初期國家」についての近年の研究状況なども念頭に置きながら、上述のような類似のもつ歴史の意味についてさらに追究してみようと思う。

以上、「北魏内朝再論——比較史の観点から見た——」と題し、本小論を草する所以である。

一 北魏内朝についての近年の研究に對する若干の私見

「はじめに」で述べたように所謂内朝を胡族・北族による中國支配のひとつのシンボルととらえた私見に對し、後宮とのかかわりでとらえ、さらにそれを胡族・漢族の相剋との關連でとらえるべきではないとする近年の研究動向がある。こうした動向は、五胡十六國・北朝時代における政治的事象を胡族と漢族との對立とのみとらえるべきではなく、兩者の關係を相對化、相補的なものとしてとらえ直し、當該時代理解の再構築を目指すものといふことができるであろう。筆者自身も、そうした立場に立つ研究者の諸見解に啓發されるところが多々あるが、しかしまた、筆者もこれまで五胡十六國・北朝時代の歴史展開を當初のきわめて激しい對立から融合・融和へと展開したと理解する立場を表明してもきた。⁽¹⁷⁾つまり、胡漢の對立を當該時代を一貫して規定した第一の要因と考える立場には當初から立ってはいない。それゆえ、所謂「相對化」の立場自體が全體としてどのような理論の發展を求めて表明されてきているのか、いまひとつ把握できないところがある。筆者のこうした近年の研究狀況に對する把握そのものが誤っているのかもしれない。とすれば、上述の事柄は論ず

るに値しないことになるが、所謂内朝を胡漢の問題から離れ、後宮との関連に集中して把握する点にはやや賛同がたいところもある。

その理由は以下のごとくである。

『元史』卷九九、兵志二に、元代の宿衛について述べ、

凡そ怯薛^{ケシク}長の子孫、或いは天子の親信せる所に由り、或いは宰相の薦擧せる所に由り、或いは其の次序の當に爲るべき所を以て、即ち其の職を襲ぎ、以て環衛を掌る。其の官、卑にして論ずることなきと雖も、年勞既に久しきに及ばば、則ち遂に擢んで一品官と爲す。而して四怯薛の長は、天子或いはまた大臣に命じて以て之を總べしめ、然も常には設けざるなり。其の它、怯薛の職に預かり、禁近に居る者は、冠服、弓矢、食飲、文史、車馬、廬帳、府庫、醫藥、卜祝の事を分ちて悉く世々之を守る。才能を以て任を受け、官政に服し、貴盛の極と雖も、然も一日歸りて内庭に至らば、則ち其の事を執ること故の如く、子孫に至るも改むること無し。甚だ親信せらるるに非ずんば、預かることを得ざるなり。其の怯薛執事の名、則ち弓矢、鷹隼の事を主る者、火兒赤、昔寶赤、怯憐赤と曰う。聖旨を書寫せるもの、扎里赤と曰う。天子の爲に文史を主る者、必闌赤と曰う。親しく烹飪し以て飲食を奉り上ずる者、博尔赤と曰う。上に侍り刀及び弓矢を帶ぶ者、云都赤、闊端赤と曰う。司關の者、八刺哈赤と曰う。掌酒の者、答刺赤と曰う。車馬を典る者、兀刺赤、莫倫赤と曰う。内府にて衣服を尙供せるを掌る者、速古兒赤と曰う。駱駝を牧す者、帖麥赤と曰う。羊を牧す者、火你赤と曰う。捕盜の者、忽刺罕赤と曰う。樂を奏す者、虎兒赤と曰う。また忠勇の士を名づけて霸都魯と曰う。勇敢無敵の士を拔突と曰う。其の名類、蓋し一ならず。然れども皆な天子の左右にて服勞侍從執事せるの人なり。其の番を分ち更ごも直すことも亦、四怯薛の制の如くにして、怯薛の長に領せらる。

とあり、元代の所謂ケシク（怯薛）について傳えている。こうした制度は元の後の清代などにも見られるが、⁽¹⁸⁾筆者は従前の拙論で若干指摘したようにこれと類似の制度が北魏にあっても存在したと考えている。⁽¹⁹⁾そのように考えるのは以下のよ

うな理由による。

① 『魏書』卷一一三官氏志に、

建國二年（三三九）、初めて左右近侍の職を置く。常員無し。或いは百もて數うるに至る。禁中に侍直し、詔命を傳宣す。皆な諸部大人、及び豪族良家の子弟にして儀貌端嚴、機辯才幹なる者を取りて選に應ぜしむ。

とあり、代國の時代に左右に侍直する、ケシクの如き近侍官の設置がみられること。また、そうした官が『魏書』などの個々の事例から、引き續き北魏の時代にも廣範に存在したこと。また、『魏書』卷一一三官氏志、太祖道武帝、天賜四年（四〇七）五月の條に、

侍官を増置す。左右に侍直し詔命を出内せしむ。八國良家、代郡、上谷、廣寧、雁門四郡民中より年長にして器望有る者を取りて之に充つ。

とあるが、それら侍官は禁中、或いは左右に宿直したと考えられること。⁽²⁰⁾

② 『南齊書』卷五七魏虜傳に、北魏官制の一端を傳えて、

國中、内左右を呼びて直眞と爲し、外左右を烏矮眞と爲し、曹局文書の吏を比德眞と爲し、檐衣の人を樸大眞と爲し、帶仗人を胡洛眞と爲し、通事の人を乞萬眞と爲す。……

とあること。ここに見える比德眞はビティグチ、⁽²¹⁾胡洛眞はコルチの音譯と考えられるが、これらは前引の『元史』の記事に、それぞれケシク官として名が見える、必闌赤、火兒赤と連なると考えられること。⁽²³⁾

③ 『魏書』卷四八高允傳に、北魏四代高宗文成帝のときのこととして、高宗が、二十年以上にわたつて中書侍郎であつた漢族出身の高允の忠勤ぶりを稱え、同時に群臣の不甲斐なさを叱責したことを傳えて、

高宗省みて群臣に謂いて曰く、……高允の如きに至りては、眞に忠臣なり。朕に是非あれば、常に正言面論し、朕の聞くを樂まざるところに至る。皆な侃侃として言説し、避就する所無し。朕、其の過ちを聞くも、天下其の諫むるを

知らず。豈に忠ならざるか。汝等左右に在りて、曾て一正言も聞せず。但だ朕の喜時を伺い、官を求め職を乞うのみ。汝ら弓刀を把りて朕の左右に侍る。徒らに立勞のみなるに、皆な公王に至る。此の人、筆を把りて我が國家を匡うも作郎に過ぎず。汝ら自ら愧じざるか。

とあり、そこに「弓刀を把りて朕の左右に侍る（把弓刀侍朕左右）」と見えるように、内朝武官として天子の左右に侍り、「ただ立っているのみで（立勞）王公となる」として皇帝から批判を浴びた人々がいたこと。⁽²⁴⁾ 當時それに該当するものは鮮卑を中心とした北族であったと考えて大過ないであろう。

北魏にはかつて拙稿で指摘したように「内朝」という用語が存在した。⁽²⁵⁾ これがいかなる存在であるのか、用語例が二例のみであり、また北魏初の史料のみであるため、⁽²⁶⁾ その全體像を確定することは困難をとまなうが、かつて筆者はそれを侍官、およびそれに附隨して存在した組織として把握し、北魏前期の官名に現われる「内」、「内行」、「内侍」などの語に注目した。ただしその點にのみ注目したわけではなく、三郎、幢將、中散などの北魏前期の官名として現われる獨特の文武官についても注目した。そのとき、そうしたものとしての「内朝」が當時の鮮卑語で何と呼稱されていたのか、そしてそれが所謂ケシク的なものとのどのような關係にあったのかという點については未解決な問題として残された。現在に至るも上述の如く史料例が少ないため、こうした問題の全面的な解明は難しい。ただし、兩者は重なる部分が多いであろうが、全くイコールの關係にはないであろう。また、南巡碑などの記述によれば、それがケシク的なものを中核としながら、⁽²⁷⁾ 重層的な構造となっていたことも想定される。

ところで、先の拙稿発表後、内朝に關わる優れた論考を發表された佐藤賢氏は興味深い見解を提示している。⁽²⁸⁾ 氏の見解に筆者は多くの點で裨益されたものの一人であるが、その主たる見解は、北魏前期の政治を胡漢對立の見方からとらえる見方を否定、あるいは相對化せんとするところにあると思われる。

また、佐藤氏の研究と相前後して、これも優れた研究を發表されて來ている松下憲一氏の最近の研究では、そのような

立場、すなわちここでいう相對化の立場を北魏前期の政治史把握に擴大されてきているようでもある。⁽²⁹⁾

筆者は、五胡十六國・北朝史の展開において、その前期における激しい胡漢對立の存在を指摘し、それが冉閔、苻堅期などの對照的な様相を経ながら、緩慢にはあるが徐々に融和の方向を持つようになり、北魏の孝文帝改革期以降になると北魏末の「反動期」を除けば、その傾向を一層強めるようになる立場をとってきた。⁽³⁰⁾しかし、孝文帝改革より前の時代において、胡漢の對立がなかった、あるいは、それが政治・社會の有り様を規定する「大原則」とでもいふべきものではなかったとするならば、そうした立場にはやや従いがたいものを感じるものである。

佐藤氏は、『南齊書』卷四七王融傳に、北魏が南齊に書を求めてきたときのことを傳えて、

虜の前後奉使、漢人を専らにせず、必ず介するに匈奴(鮮卑)を以てし、諸々の覘獲を備う。且つ設官分職は、いよ
いよ其の情を見わす。舊苗を抑退し、種戚を扶任す。

とあるのをふまえ、

……(この史料は)胡漢の對立關係という従来のな“枠組み”の中で胡族の優位性を論じることが可能となるもの
はある。しかしこの上疏の意圖は、「典籍を北魏に與えることで、中華文明に馴化させ、骨抜きにしてしまえ」とい
う點にあり、その内容は全體的に胡族に對する侮蔑に満ちている。それだけに筆者は些か一面的な印象を受けると同
時に、そこに恣意的な解釋の存在も感じてしまう。全面的に依據することを躊躇させられる次第である。

と述べられている。⁽³¹⁾南齊側の史料がいわゆる中華思想に基づく偏りがみられることは、當該時代の史料として異とするに
は足りないであろう。しかし、右の「虜の前後奉使、漢人を専らにせず(虜前後奉使、不專漢人)は『魏書』の史料から
も確認されることである。⁽³²⁾また、北魏の前期の「設官分職」に從來の中國的官制とは異質な官職群が大量に存在すること
も『魏書』などの當該時代の史書や近年發見された文成帝南巡碑などの石刻史料から確認されるところでもある。⁽³³⁾王融傳
の史料は王融が北魏朝廷におけるそのような状況を認識していたことを示しており、さらにそうした状況に對して、

「……諸々の規獲を備う。且つ設官分職は、いよいよ其の情を見わす（文意をとってこれを現代語譯すれば）その體制は視察を旨としており、その官制のあり方にその本質が如實に表れている」となるう」とする王融の認識を示してもいるのである。それに對して、佐藤氏は先に引用したように、「その内容は全體的に胡族に對する侮蔑に満ちている。それだけに筆者は些か一面的な印象を受けると同時に、そこに恣意的な解釋の存在も感じてしまう。全面的に依據することを躊躇させられる次第である」と述べられるのであるが、如何であろうか。該史料はただ單に三郎や中散などの胡族的一官職の存否を示すといった個別の史料ではなく、當該時代における北魏朝廷の状況を、偏見があるとはいへ、概括して述べたものであり、それだけにそれなりの重さのある史料であると筆者には考えられるのであるが。

假に佐藤氏に従い、この記載内容の信憑性に對する疑いを認めるとしても、次のような史料はどのように理解すべきであろうか。先にすでに引用したが、『魏書』卷四八高允傳には、北魏四代高宗文成帝のときのこととして、高宗が、二十年以上にわたって中書侍郎であつた漢族出身の高允の忠勤ぶりを稱え、同時に群臣の不甲斐なさを叱責したことを傳えて、高宗省みて群臣に謂いて曰く、……高允の如きに至りては、眞に忠臣なり。朕に是非あれば、常に正言面論し、朕の聞くを樂まざるところに至る。皆な侃侃として言説し、避就する所無し。朕、其の過ちを聞くも、天下其の諫むるを知らず。豈に忠ならざるか。汝等左右に在りて、曾て一正言も聞せず。但だ朕の喜時を伺い、官を求め職を乞うのみ。汝ら弓刀を把りて朕の左右に侍る。徒らに立勞のみなるに、皆な公王に至る。此の人、筆を把りて我が國家を匡うも作郎に過ぎず。汝ら自ら愧じざるか。

とある。右は漢人名族渤海の高氏出身の高允であっても勞をつんで郎官であるにすぎなかつたのに對し、弓刀を把る北族内朝武官の場合「努力することもなく」公王に至つていたことを示している。つまり當時高允と、帝の左右にあつて開かれた將來が約束されていた北族系侍臣とは區別されていたと考えられるのであるが、これは先の王融傳に見える状況と符合するといえるであらう。⁽³⁴⁾

また、佐藤氏は、『魏書』卷一三官氏志、道武帝天賜四年（四〇七）五月の條に、侍官を増置す。左右に侍直し詔命を出内せしむ。八國良家、代郡、上谷、廣寧、雁門四郡民中より年長にして器望有る者を取りて之に充つ。

とあり、同志、建國二年（三三九）の條に、代國時代のこととして、

初めて左右近侍の職を置く。常員無し。或いは百もて數えるに至る。禁中に侍直し、詔命を傳宣す。皆な諸部大人、及び豪族良家の子弟にして儀貌端嚴、機辯才幹なる者を取りて選に應ぜしむ。

とある記事を取り上げ、北魏國初から、内朝官に漢族が多數存在したとされる。同氏も述べておられるように、北魏國初より内朝官に漢族が就官していたことを筆者も否定してはいない。この點は鄭欽仁氏の中散についての研究などからも容易に知られるところであろう。⁽³⁶⁾ ただ一般にそれらは、特殊な技量（料理、醫藥などの技量）によつて採用されていたものたちであることも忘れてはならないであろう。また、佐藤氏は内朝官（氏のいう内某官や中散官など）に就官した漢族出身者を表示され、そこに胡族主體の内朝を想定することが困難であると指摘する。しかし、氏の揭示される事例に見える谷渾（昌黎の人）、晁懿（遼東の人）、皮豹子（漁陽の人）などを崔宏などのような漢族と見なすことが出来るであろうか。このように考えると、氏が示される内某官就官者一覽で氏が「道武・明元帝期の就官者は十二名が確認できるが、漢族が三分の一を占めている」とされるような区分は當時の實態理解の尺度としてどこまで妥當なものといえるのであろうか。

佐藤氏が漢族の地として立論の根據とする、先に引用した官氏志にみえる「代郡、上谷、廣寧、雁門四郡」が後漢以來、長城内外の諸民族雜居の状態になっていたことは、ここで縷説する必要はないであろう。⁽³⁸⁾ また魏晉南北朝時代における胡漢、蠻漢の境界がきわめて曖昧なものとなつてきていたことについても、すでに幾篇かの拙稿で論じてきたことである。⁽³⁹⁾ つまり、孝文帝改革前の内朝構成員の問題を考える際、一方が八國良家とされ、他方が代郡、上谷、廣寧、雁門四郡民として對比されているから、これら郡民は中原士大夫の如きレヴェルでの漢族であると直ちにはとらえることは出来ない。

筆者は考えるのである。⁽⁴⁰⁾

二 内朝に関わる比較史の試論——北魏と倭國、および漢——

本節では、北魏の内朝などにみられる國制が、東アジアや中國歴代の王朝と比較した際、いかなる歴史的性格を持つものであるといえるのかといった點を、同時代の倭國、および北魏に先立つ前漢の國制との比較を通じて追求しようと思う。

まず倭國の場合についてであるが、日本史研究において、「内廷」とは天皇の家産管理のための機構、「外廷」とは國家行政の機構を指すという。古瀬奈津子氏は「中國の「内廷」と「外廷」——日本古代史における「内廷」「外廷」概念再検討のために——」と題する論考において、唐代を中心としながら漢代にまでさかのぼり中國史上における、「内廷」「外廷」「内朝」「外朝」概念の實態、およびその變遷について考察され、唐の職員令が「内」ととらえているのは、後宮と後宮を管理する内侍省とであり、帝室財政を扱う内府局も内侍省に屬したこと、内官は宦官を指すこと、安史の亂以降、翰林院を指すものとしての「内廷」が出現し、國家財政を擔當する官僚機構を中心とした「外廷」と對したこと、漢から唐に至る官制の變遷は皇帝の側近であった「内朝」が拂拭され、中書・門下・尚書の三省へと編成されるという、「内朝」の外廷化と見なすことが出来ること、「内朝」は、皇帝と私的關係にある存在としての「内廷」から、官僚機構内の「内廷」、さらには「外廷」というプロセスを経て隋唐に至って集大成されたとする。⁽⁴¹⁾ 首肯すべき高論であるが、同論では北魏前期の内朝における非中國的、族制的要素の存在をどのようにとらえるべきであるのか、という問題は考慮の外におかれている。

筆者は、先述の拙稿において、中國史研究において所謂内朝を後宮の諸官（特に宦官）として把握する見解が存在するにもかかわらず、廣く侍官、あるいはそれらによって構成される組織の總稱としてとらえた。また、たとえば『北史』卷一八元澄傳に、

神龜元年（五一八）、詔して女侍中に貂蟬を加え、外侍中の飾に同じくす。

とある史料などを引きながら女侍中などによって構成されるいわば狹義の内朝（宦官などをも含む）ではなく宦官以外の構成員を多数含む廣義の内朝を内朝とした。換言すれば、内朝は後宮と重なる部分があるが、それとは異質の側面を持っており、孝文帝による改革以前の北魏時代のそれを鮮卑的要素を濃厚に持ったものとして理解すべきであったのである⁽⁴²⁾。その際、とりわけ先に述べた「ケシク的なるもの」の存在に注目した。たとえば、『南齊書』卷五七魏虜傳に、初代道武帝から三代太武帝の頃の平城の状況を傳えて、

什翼珪（道武帝）始めて平城に都するも猶お水草を逐い、城郭無し。木末（二代明元帝）始めて土著居處す。佛狸（三代太武帝）梁州、黃龍を破り、其の居民を徙し、大いに郭邑を築く。平城の西を截ちて宮城と爲し、四角に樓、女牆を起し、門には屋を施さず。城また塹無し。南門の外に二土門を立て、内に廟を立て、四門を開き、各々方色に隨う。凡そ五廟、一世一間にして瓦屋なり。其の西に太社を立つ。佛狸の居る所の雲母等の三殿、また重屋を立て、其の上に居す。飲食の厨、阿眞厨と名づく。西に在り。皇后可孫、恒に此の厨に出て食を求む。……殿西の鎧仗庫、屋四十餘間、殿北の絲綿布絹庫、土屋一十餘間。僞太子宮、城の東に在り。また四門、瓦屋を開き、四角に樓を起す。妃妾の住は皆な土屋。婢使千餘人。綾錦を織りて販賣し、酒を酤し、猪羊を養い、牛馬を牧し、菜を種え利を逐う。とある。ここに見えるものは、北魏平城宮における後宮の實態であるが、それを中國的な「後宮」という立場からとらえることに筆者は躊躇するものを感じるのである。かつて内朝について考察した際、筆者はむしろそのような觀點から一度離れる必要性を指摘し、内朝を所謂後宮と重なる部分があるにもかかわらず、それとの關わりでとらえることを避けたのである。それは北魏前期における所謂内朝の核心は先に述べた「ケシク的なるもの」にあると考えたからに他ならない。すなわち、筆者は平城宮の後宮や太子宮の有様にもそこに中國的なそれを見いだすよりも、そこに見える非中國的な有様に注目すべきであると考えたのである。

論がやや脇道にそれたので、北魏と倭國との關連についての論に戻す。かつて日本古代史の直木孝次郎氏は、次のように大化前代の歴史展開を概括された。すなわち、伴造・氏姓制の發展をうけ、五世紀末ごろ發生した人制は、伴造・氏姓制の中心に位置していた大伴氏の没落を受け、六世紀末ごろ、蘇我氏の領導の下、一應の成熟をみる。一方、伴造・氏姓制は舊來の氏族制的な色彩を次第に失い、人制の發展に歩みを合わせて、官司制的に變貌しつつあった。しかし、伴造・氏姓制と人制との調和はスムーズに行われたわけではなく、伴造・氏姓制を氏族制的な形で守ろうとする傾向と、人制を發達させて官司制の展開を計ろうとする傾向とが對立し、物部・蘇我氏の争いとなったのではないかと考えられる。六世紀末に伴造・氏姓制の最後の代表者である物部氏が倒れ、人制の優位が定まるが、複雑に發達した伴造・氏姓制と人制とを官司制の方向において調和・整合するという課題を背負った七世紀における政府首脳部は、伴造・氏姓制の中間組織として成立した人制のもつ限界をふまえ、官司制を完成させるため伴造・氏姓制とあわせて人制そのものをも克服しなければならなかった。しかし人制とともに發展した蘇我氏にとつて、それは著しく困難であり、改革はついに人制から律令制への方向を打ち出す形で、皇族の手によってなされた。すなわち大化の改新である、として、五世紀は大伴氏を中心とする伴造・氏姓制の時代、六世紀は皇室と結んだ蘇我氏を中心とする人制の時代、七世紀は天皇家を中心とする人制から令制への移行の時代とされたのである。⁽⁴³⁾

一方、本稿において主たる考察の対象としている北魏では、その建國以前の拓跋力微時代以降、及び代國時代を通じて、氏族・部族制に基盤をおく守舊勢力と、新たに支配下に組み込まれた新人を登用し權力の強化を計った王權との熾烈な抗争があった。それは徐々に王權の勝利へと歸着して行くが、北魏が建國された後にあつても、そうした抗争は繼續した。道武帝急死後の部族勢力の反攻、崔浩の寵用をめぐるの皇帝と公卿層との間の思惑の相違、崔浩の誅殺、孝文帝改革時における北人の反亂などはその端的な現れであるといえよう。そうした北魏における王權強化の過程を追うとき、道武帝・拓跋珪による北魏建國當初における諸改革の斷行は兩者間における抗争の大きな畫期となつたといえる。彼は、後燕

との抗争の過程で臺省を建て、百官を設置し、行政官たる尙書郎以下の官吏に悉く漢民族を中心とした文書行政能力をもつ「文人」を用い、畿内・甸服を定め、郊廟・社稷の儀を撰し、律令を定めるなど、種々の施策を實行しているが、部落解散はそうした諸改革の中にあつて、王權強化の上でとりわけ大きな意味をもっていた。その後、孝文帝は、拓跋魏の中核たる「三十六國・九十九姓」の人々を中心に、道武帝の改革後も存続した部民相互の結合關係を、かれらに對する姓族分定・賜姓、北アジアの遊牧民族の祭典に淵源する西郊祭天の廢止などの諸改革を通じて、解消させている。この改革では、また、王への奉仕役に由來し、拓跋の王を首長とする政治的統一體（代國・北魏）の職務分掌組織として複雑に發達・肥大化してきた内朝が廢止されているが、彼による改革は、こうした面から見ると、國初から繼續してきた王權の側からする部・氏族制解體の總決算という性格をもっていたといえるのである。

こうした北魏における歴史の推移を、先に述べた直木氏の見解と比較すると、アジア的共同體内部における首長への奉仕役に由來し、ヤマトの王を首長とする政治的統一體（大和政權）の職務分掌組織に發展したものと考えられるトモ制の展開は、北魏の内朝制度の展開と軌を一にしており、そのなかにあつて何れも官司制的色彩をもつて出現してきた倭國の人制諸官・北魏の内朝諸官が律令制の受容とともに變容していく點においても兩者の展開には類似がみられるのである。そして、そうした諸制の展開が、氏族制の展開、變容、衰退と密接にからみつつ、また中國皇帝によって冊封された王國（代國、倭國）という枠組みのなかから古代國家を建設して行き、ついには、律令制に基づく改革によつて、氏族制が變容、克服されていっていることまで踏まえると、この類似はもはや偶然の一致とはいえない事柄といえるのではあるまいか。

直木氏は先に述べたように、人制によつて官司制の實現をめざすことが困難となつたとき、律令制の採用が生じたと述べ、大化の改新がそのような性格をもつた改革であつたとした。とすれば、北魏においてそのような性格をもつた、すなわち氏族制的原理に基づく鮮卑的諸制をのりこえ、中國的諸制の大幅な導入を企圖した道武帝、孝文帝の改革には、大化

の改新の内容との間に類似がみられる可能性がある⁽⁴⁴⁾。

上述の論は、倭國において北魏と全く同じ性格の内朝が存在したことを述べようとしたものではないが、より大きな視座から北魏と倭國とが、中國の冊封を受けたという枠組みの中で、その持つ族制的秩序を變容させて行き、中國的國制の導入に逢着する過程の類似に注目したものである。

また、その族制的秩序に關連して、同じく日本古代史の吉田孝氏は近年、日本古代におけるウヂの氏族的性格を否定した津田左右吉學説の基礎には、單系の出自によって集團への歸屬が自動的に決定され、氏族外婚制をもつ單系出自集團が前提とされているが、ウヂも共通の始祖をもつという信仰によって結ばれた血縁集團であり、廣義の氏族であったといえろとし、石田英一郎氏の考⁽⁴⁵⁾に據りながら、ワカタケル大王の時代を「氏族制」(「」は吉田氏の表記のまま)の時代としてとらえることができると述べ、推古、天智、天武朝にかけてのその變遷を追い、朝廷での政治的地位を表示するウヂ名・カバネが、中國の姓の制度の繼受によって、律令制的な姓に變質させられ、天武朝の八色の姓の賜與の際には、忌寸以上の姓が特定の氏上とその氏上につながる特定の數家族に賜與された、また、八色の姓を賜與されなかつた豪族でも朝廷での地位がほぼ五位以上に敍されると、忌寸以上のカバネを賜與され、多くの場合それにともなつて、その族長につながる狭い範圍の親族が新しいカバネを賜與されることになつたとして⁽⁴⁶⁾いる。

一方、均田制を實施したことで史上著名な北魏の孝文帝は、その諸改革の一環として北魏の支配者集團・鮮卑諸族に中國の姓の制度に基づき、漢民族的な一字の姓(單姓)を賜與し、さらに彼らを一定の基準に基づいて分別、北魏の建國以來およそ三代にわたつて五品以上の官位あるいは爵位を有した人々を北魏朝の新たななる支配者層(當時の呼稱は「姓」と「族」)に再編、鮮卑諸族の氏族制を解體⁽⁴⁷⁾している。

いまこのことを先の吉田氏が述べている事柄と比較すると、この孝文帝の姓族分定や鮮卑への賜姓と八色の姓の内容、およびそこに至る過程の類似性に氣づく。また、上位の特權階層が五位以上であり、それが血縁に基づいて相續されても

いたという點は、古代朝鮮においてもみられることである。⁽⁴⁸⁾ 諸國各々の歴史は、その各々が主體的につくりあげたものであり、その間には根本的相違が存在する。それだけに、安易な比較は嚴に慎むべきではあるが、これらの諸國がいずれも中國の官制秩序を範として、そのもつ族制的秩序を克服しつつ古代國家を建國したという巨視的な觀點に立つとき、これを單なる偶然の一致とも斷じ得ないのではあるまいか。⁽⁴⁹⁾

この倭國、あるいは東アジア諸國における族制的秩序の問題について、日本考古學の專家である岩永省三氏は、「國家形成の東アジアモデル」と題する高論において、

中國・朝鮮半島・日本列島における國家形成に至るプロセスを比較すると、國家機構の形成に至る相當長期にわたる前國家段階における、A族制的原理下の權力集中、B族制的原理を保持したままでの統治機構の漸次的整備、Cその機能不全の露呈と中央政府による強引な原理轉換・改組として、國家形成の東アジアモデルを提示することが可能である。完成とその後の變容は今回は觸れない。とくにBの段階における族制的原理を溫存したままの制度・機構の形成が重要である。

このA-Bの過程を初期國家と概念化する研究が近年の大勢を占めつつある。たとえば都出比呂志氏は日本の古墳時代を「初期國家」とし、①階級關係、②餘剰の存否、③權力の形態内容、④社會統合の原理、⑤物資流通、の五指標について「初期國家」の屬性を示した。

と述べている。⁽⁵⁰⁾

また、同じく中國考古學の專家である宮本一夫氏は、「中國における初期國家形成過程を定義づける」と題する高論において、

氏族制が解體した秦漢社會を都出比呂志氏が定義した成熟國家とするならば、商代から成熟國家以前を初期國家と呼ぶべきである。……中國の初期國家は氏族制の解體しないまま、そのほかの初期國家の要件を備えた世界的にも特殊な

初期國家であった。氏族制が解體しないままに階層化を迎えた日本の古墳時代も、その意味では「アジア」的國家と見なすこともできる。近年、古墳時代の前・中期を高度に發達した首長制社會として初期國家と定義づけたいとする和田晴吾の立場も存在する。こうした中國や日本にみられる初期國家段階は、地縁の社會に轉換していない氏族制が温存されたまさに「アジア」的な共通性が認められる。こうした意味において、フリードマンが定義した「アジア」的國家（王權を頂點とした血縁關係における圓錐クランによる階層構造の成立した段階：筆者附記）は意義がある指摘であると考えられる。

とも述べている。⁽⁵¹⁾ 本稿の「はじめに」において、筆者は北魏前期國家を「北アジアにおける拓跋鮮卑の展開の歸結として形成された國家であるとし、それを「過程」の國家としてではなく、八部制度に基づく「部」體制國家としても把握すべきである」とした。⁽⁵²⁾ また、上に述べたように、倭國と北魏との國制の類似、その變容過程の相似性についても指摘した。ただし、倭國と北魏との場合に大きな本質的相違があることも確かである。それは前者が律令制導入前の國家であり、後者がすでに律令制國家であるという點である。この點はどのように考えるべきであろうか。いまこうした觀點をふまえてつつ論を更に展開してみよう。

『南齊書』卷五七魏虜傳に、

建武二年（四九五）春、高宗、鎮南將軍王廣之を遣わして司州に出でしめ、右僕射沈文季を豫州に出でしめ、左衛將軍崔慧景を徐州に出でしむ。宏（北魏孝文帝）自ら衆を率いて壽陽に至る。軍中に黑氈の行殿有りて、二十人の坐を容る。輦邊は皆な三郎曷刺眞たり。槩は白眞氈を多くし、鐵騎、群を爲す。

とある。三郎はかつて拙稿で論じたように、皇帝側近の内朝武官であるが、ここで問題としたいことは、三郎に接して見える「曷刺眞」が如何なるものであるのかということである。輦邊に侍す存在と言うことになれば、當時の北魏の状況から考えて内朝武官と考えると大過ないであろう。また、「曷刺眞」とあることから、それが「くをすする人」を意味する鮮卑

語の音譯であることも確かなことであろう。

當該時代の事例によればそのような存在としてもつとも當てはまるものは三郎である。とすれば、確定とまでは言えないが、「曷刺眞」は三郎を指す鮮卑語の漢字音表記ということになる。それがどのような音を表したものであるか、難しいところがあるが、當時の北魏には「兵器を帯びた人としての胡洛眞」（『南齊書』卷五七魏虜傳）が存在した。この胡洛眞がコルチであることについては先に述べた。

本論冒頭で引用したように、『元史』卷九九、兵志二、宿衛の條には、

其の怯薛執事の名、則ち弓矢、鷹隼の事を主る者、火兒赤、昔寶赤、怯憐赤と曰う。聖旨を書寫せるもの、扎里赤と曰う。天子の爲に文史を主る者、必闡赤と曰う。

とある。とすると三郎は火兒赤すなわちコルチの漢語表記ということになる。これは三郎と「曷刺眞」が同じ対象を指すこと、「曷刺眞」がコルチの音譯であること、二點を假定しての話であるので確定とまでは言えないが、筆者はおそらくそのように考えて大筋を逸することはないと考えるものである。

とすれば、何故そのような三郎という漢語表記が生まれたのかという問題が生じる。『史記』卷六秦始皇本紀に、二世皇帝のときのこととして、

二世乃ち趙高を遵用し、法令を申ぶ。……乃ち誅を大臣及び諸公子に行い、罪過を以て少近の官・三郎にまで連逮し、立つことを得る者無からしむ。（索隱）少とは小なり。近とは近侍の臣なり。三郎とは中郎、外郎、散郎を謂う。（正義）漢書百官表に云う。議郎、中郎、散郎有り。又左右三將有り。郎中、車郎、戸郎を謂う。

とある。右は、秦漢の時代に三郎という近侍官に對する呼稱が存在したことを傳えている。内容は、中郎、外郎、散郎あるいは郎中、車郎、戸郎という三つの郎官に對する總稱であるので、北魏の場合のような一官に對する呼稱とは相違する。ただすでに漢代において中郎、外郎、散郎といった區別を一應考慮の外に置いて、それらをまとめて三郎と稱することも

定着していたようである。『續漢書』志二五 百官一、光祿勳の條の註に、

三郎、並びに員無し。

とあるのもそうした點を窺わせる。その際、漢代において宮中諸官を統括していたのは光祿勳（武帝より前の郎中令）であり、その主要な屬官として郎官・大夫が存在した。右によれば三郎はそうした性格をもつ光祿勳の屬官とされているのである。

北魏前期の官制を論じて、漢代の官制に至り、三郎という呼稱がその影響のもとに出現したのではないかという推論の域を出ない想定をなしてきたが、筆者はそうした想定もあながちあり得ないことでもないと考えている。

何故なら、『魏書』卷二四 崔玄白（宏）傳に、北魏初のこととして、

太祖（道武帝）曾て玄白を引きて『漢書』を講ぜしめ、婁（劉）敬の漢祖に説きて魯元公主を以て匈奴に妻せんとするに至り、之を善しとし、嗟嘆すること良に久し。是を以て諸公主皆な賓附の國に釐降す。朝臣子弟、名族美彦と雖も尙することを得ず。

とあるような所謂公主降嫁⁽⁵⁴⁾の事例、あるいは、太子生母殺害⁽⁵⁵⁾の事例など、よく知られた漢制を意識した施策が北魏では行われているからである。

ところで、『漢書』卷七七 劉輔傳には『漢書』本文に見える「中朝」という用語についての曹魏の人孟康の注を載せ、

曰く、中朝は内朝なり。大司馬、左右前後將軍、侍中、常侍、散騎、諸吏は中朝爲り。丞相以下、六百石に至るは外朝爲り。

とある。この漢の中朝あるいは内朝については周知のようにこれまで種々の議論がなされてきている⁽⁵⁶⁾。

先述の倭國と北魏との比較は、民族・地域を異にするとは言え、兩國は時代的に重なる時期に成長した國家である。それ故、傳播などによってそうした類似が生じることもあるいはあるかも知れぬとされる研究者もあろう。しかし、そうし

た研究者にあつても上述の如き筆者の想定は、時代も民族も相異したものであるだけに、類似のみに注目する荒唐な見方と思われるかもしれない。しかし、筆者はこれは全く的はずれな見方でもないと考えられるものである。それは、『漢書』の中朝を内朝と呼んだのは曹魏の時代の孟康であり、『魏書』における内朝とする表記も、その史料を記した人物、あるいは『魏書』の撰者である魏收が、そこにある何らかの同質性を踏まえていると考えられるからである。

漢代の内朝に關する研究において、その形成は前漢の武帝期であつたとする見解が大勢を占めているようである。こうした見解の中に存在する、武帝期における漢朝の變容をうけて、内朝すなわち中朝が形成されたとする見解に筆者は反對するものではない。確かに形成・變容も生じたと考えられる。しかし、少なくとも北魏の場合と同様に、内朝を皇帝の側近官の總稱として把握するならば、その形成を武帝期であるとする必要はないであらう。つまり、侍官の總稱ととらえるならば、その限りに、おいて内朝は武帝期前に既に存在していたと考えることもできるであらう。

ここで注目すべきは、武帝期以前の漢廷における郎官の存在である。漢代史の專家である杉村伸二氏は、前漢代の郎官についてまとめつつ、

戰國期の郎官は單に君主の護衛官であり、それ以外に特別な役割を持たなかつた。しかし漢代に入ると、郎は皇帝の常に近くに侍して、護衛のみならず様々な任務をこなすようになる。そしてそこで築かれた皇帝との個人的信頼關係をもとに、皇帝を中心とした同心圓的防衛構造を形成する衛尉や中尉、郡國の守相へと任じられていくのである。これは郎官の基本的職掌である「天子の宿衛」たる性格を、「漢の宿衛」として國家のレベルにまで擴大させたものであるとも言えよう。しかし、武帝期以降、皇帝のさらに近くに新たに創設された加官官僚達が侍ることとなり、武帝の死後、加官官僚や外戚によつて形成される内朝が、皇帝の輔翼機關として機能しはじめる。さらに察舉制度の整備や軍事専門職の新設などの諸要因により、漢初の郎官が持っていた支配機構内の重要性は、それら官職へと移譲され、郎官自身はその重要性を失っていく。……

と述べる⁽⁵⁷⁾。郎官には任子によって採用されたものが相當數に上つたのであるが、その職掌をみるときそれが、三郎のような北魏の内朝武官と同質の面を持つ皇帝側近官であることがわかる。また、中朝を皇帝側近官の總稱と見なすならば、北魏のそれと漢のそれとは名稱こそ異なるが、その本質は同質のものにとらえることも可能であろう。漢の郎官は、漢の創業の功臣の子弟から選抜されることが多かった。そしてやがてそこに任子とは別の原理である察舉制が導入されたことにより、孝廉がその數を増し、郎官の職務を奪い、郎官は皇帝の侍官ではあつても孝廉のような近侍官とは一線を畫する存在とされ、そしてその空席を新たに侍中などの官が埋めていくようになったという。

その點で北魏のケシクの内朝官は漢の郎官と民族的、時代的には相違するが、創業の功臣の子弟から選抜されることが多かったという點で似通つた點を持っていたと言えるであろう。

さらに重要なことは郎官についての増淵龍夫氏の次の指摘である。すなわち氏は、戰國期における侍衛給事の臣である郎や庶子、あるいは漢代における郎官について述べながら、

貴族・高官は、その子弟をその側近にさし出すことによつて、その子弟は、その父兄たる貴族・高官を制御する事實上の人質としての効果を、君主にともつことになつたのではなからうか。たしかに、國家權力の安定した漢代において、任子の制は高級官吏の特權である。制度としては、前述のように、それはよほど以前から行われていたであろう。そしてそのように高官・貴族の子弟を君主の側近に侍せしめることは、君主の恩恵でもあり、信任の證であり、また高官・貴族にとっては一種の特權でもあるのである。そのような制度的外面では、それは戰國時代においても變わらない。ただ戰國のあの激しい時代においては、この恩惠的制度の外面の裏には、そのような貴族・高官の子弟の優遇の裏には、逆に、君主はその侍子たちを側近に掌握することによつて、いつでもその父兄である高官・貴族に背叛のきざしがあればただちにその子弟たちを監禁し誅殺しうるような、事實上人質のはたす役割と同様のそれを、この任子制度にも兼ねもたすことができたのではなからうか。これは、韓非子の所謂「術」の意味するところのもの

である。
と指摘している⁽⁵⁸⁾。

この様に見るならば、漢の郎官は、一面でいわば功臣集團の任子という形をとって統一國家の上部構造の一部となった姿とみることが出来るであろう。やがて漢の質的變容にともない、察舉に基づく孝廉などの進出によって、郎官は従来の役割を奪われるに至り、漢は成熟した中國的王朝として完成し、侍中などによって構成された新たな内朝を出現させるに至るわけであるが、前節で、『魏書』卷二二三官氏志に、

建國二年、初めて左右近侍の職を置く。常員無し。或いは百もて數うるに至る。禁中に侍直し、詔命を傳宣す。皆な諸部大人、及び豪族良家の子弟にして儀貌端嚴、機辯才幹なる者を取りて選に應ぜしむ。

とある史料などを掲げ述べたように、北魏の内朝は諸部大人の子弟などによって構成された。このことは彼らの本質の部分にも前漢の郎官と同じ「質」としての性格が存在していたことを示しているとされよう。

前漢の國家構造は郎官の退出する武帝期に大きく變容するが、それはその出身母體としての劉邦集團の消滅と無関係ではないであろう。北魏における内朝の消滅が孝文帝改革前までの北魏朝の變容を受けたものであることについてはかつて論じたところである。

おわりに

貴族・高官の子弟が人質としての性格を持ちつつ側近として存在するという構圖は、増淵氏の指摘されるように相當に古い起源を有するであろうが、春秋戰國時代の變化を受けて出現した漢代の「郎官」にはそのような一面が残存していたということができよう。一方、北魏前期の内朝は皇帝を中心とした律令國家の中樞に鮮卑族が座を占めたときに存在したものと考えられる⁽⁵⁹⁾。それが、倭國の近侍的トモや人官と類似することは、両者が族制的秩序の中で出現した近侍官である

ということをもふまれば、ある意味で當然のことが出ることが出来るであろう。また、元や清に北魏のそれと相似た組織が生じた理由は、皇帝を中心として高度に發達した中國王朝の中樞に、いわば古代的ともいべき族制的原理に基づき集團（モンゴル、滿州、鮮卑）が座を占めたがために、生じたものという事が出来るであろう。

本稿の冒頭において拓跋鮮卑における「部」體制國家は、國家論の立場から、如何なるものと見なすことが出来るのかという課題を提示したが、以上のように考えてくると、「部」體制國家とは、その中核が、擬制的、あるいは實體としての族制秩序に大きく規制された、初期國家、前期國家としての様相を呈した國家とみることが出来る、その中核部分が軍事力を背景として高度に發達した中國官僚機構、社會を支配するという征服王朝的様相をもった國家と見なすことが出来るであろう。⁽⁶⁰⁾

註

- (1) 拙稿「北魏の内朝」(九州大學東洋史論集)五號、一九七七年。拙著『魏晉南北朝時代の民族問題』(汲古書院、一九九八年)第二編第一章所收。
- (2) 拙稿「北魏太祖の部落解散と高祖の部族解散——所謂部族解散の理解をめぐる——」(佐賀大學教養部研究紀要)一四號、一九八二年。前掲拙著第一編第四章所收。
- (3) 前掲注(2) 掲載の拙稿では、その相違を明らかにする
- 部族解散についての研究成果の刊行は内朝論文の刊行よりも後になった。上記の部族解散についての拙論は卒業論文として一九七三年一月に九州大學文學部に提出したものに加筆・修正を加えたもので、その構想發表の折には、松永雅生、古賀昭岑兩先生より貴重なご意見を賜った。
- (4) 北魏前期の政治・國家構造についての近年に至るまでの研究史については、礪波護等編『中國歴史研究入門』(名古屋大學出版會、二〇〇六年)八七―八九頁(渡邊信一郎氏執筆)、松下憲一『北魏胡族體制論』(北海道大學大學院文學研究科、研究叢書一、二〇〇七年)第一、第二章參照。
- (5) 五胡十六國・北朝期の史書における「胡」、「鮮卑」、「北人」等の用語の指し示す内實は多様である。筆者はこの長い期間におけるこれら用語の指し示す内實の變容を考慮しつつ、これまで大まかに胡族の語をもって中國化の影響を

- 受けてついても、その種族性を本質部分でいまだ喪失してはいない段階の五胡諸族を示す用語として、北族の語をもって中國化の影響が種族性の本質部分にまで及びつつある段階の北方諸族を示す用語として用いてきた。そのことについてはかつて拙稿「胡族國家」(『魏晉南北朝隋唐時代史の基本問題』、汲古書院、一九九七年)において取りあげた。
- (6) 佐藤賢「北魏前期の「内朝」・「外朝」と胡漢問題」(『集刊東洋學』八八號、二〇〇二年所収)、同「北魏内某官制度の考察」(『東洋學報』八六一、二〇〇四年所収)等参照。
- (7) 馬長壽「烏桓與鮮卑」(上海人民出版社、一九六二年)、内田吟風『北アジア史研究——匈奴篇』(同朋舎、一九七五年)、同『北アジア史研究——鮮卑柔然突厥篇』(同朋舎、一九七五年)、米文平『鮮卑史研究』(中州古籍出版社、一九九四年)、魏堅主編『内蒙古地區鮮卑墓葬的發現與研究』(科學出版社、二〇〇四年)、孫危『鮮卑考古學文化研究』(科學出版社、二〇〇七年)、拙稿「三國期段階における烏丸・鮮卑について——交流と變容との観点から見た——」(『三國志』魏書東夷傳の國際環境、「國立歷史民俗博物館研究報告」一五一集所収)、二〇〇九年等参照。
- (8) 注(5)の拙稿「胡族國家」、および、同「北朝國家論」(『石波講座 世界歴史 九 中華の分裂と再生』三一―三世紀、一九九九年)等参照。
- (9) 注(8) 拙稿「北朝國家論」参照。
- (10) K.A. Wittfogel & Feng Chia-sheng, *History of Chinese Society: Liao (907-1125)*, New York, 1949
- (11) 上田正昭「辛亥銘鐵劍の意義」(『論究・古代史と東アジア』、岩波書店、一九九八年)、二九頁。原載「古代の日本と東アジア」(小學館、一九九一年)。
- (12) 上田正昭氏は二〇〇九年六月に開催されたアジア史學會で本論で述べた内容を指摘された。ただ、兩者とも内廷に屬したと考えることもできるであろう。
- (13) 『南齊書』卷五七魏虜傳に、「國中呼内左右爲直眞、外左右爲烏矮眞、曹局文書吏爲比德眞、檐衣人爲樸大眞、帶仗人爲胡洛眞、通事人爲乞萬眞、守門人爲可薄眞……」と見える。
- (14) 筆者はかつて「比德眞」を *bi:de:ʒi:n* と表記した(拙稿「四、五世紀の中國と朝鮮・日本」(『新版古代の日本』二卷、アジアからみた古代日本、角川書店、一九九二年、一七八頁、前掲拙著『魏晉南北朝時代の民族問題』第五編第二章五六七頁)。これは白鳥庫吉、箭内互氏などの説に従ったものであった(白鳥「東胡民族考」、白鳥庫吉全集」四、岩波書店、一九七〇年所収、箭内「元朝怯薛考」、同著『蒙古史研究』刀江書院、一九三〇年 所収)。
- 「ビティグチはもともと「文書」を意味する *bi:ig / bi:ig*、*bi:ig*」を意味する *bi:ir / bi:ir* から派生した語で、「トルコ語は *bi:ig / bi:ig*、モンゴル語は *bi:ig / bi:ig* となる。『南齊書』に見える「比德眞」は、「德」の上古音・中古音は *te:k* であるので、漢字音を見る限り、モンゴル語のビチエーチではなく、トルコ語のビティグチを音寫

したものであると考えられる。

上記のモンゴル語のビチエーチ、トルコ語のビティグチ、『南齊書』に見える「比德眞」の理解については、モンゴル史・元代史の専門家である四日市康博、船田善之両氏よりご教示を得た。記して感謝申し上げますと共に、それを踏まえ、本稿では以下「比德眞」をビティグチと表記する。

なお、比德眞は満洲語の可能性もあるが、いまその点については取りあげない。

- (15) コルチは遠く西アジアにまで影響を及ぼした。羽田正「コルチ考——一六世紀イランの近衛兵制度」、『史林』六七—三、一九八四年所収）参照。

- (16) 拙稿「四、五世紀の中國と朝鮮・日本」（前掲拙著『魏晉南北朝時代の民族問題』第五編第二章所収）。

- (17) 前掲拙著『魏晉南北朝時代の民族問題』、拙著『中華の崩壊と擴大——魏晉南北朝』（『中國の歴史』五卷、講談社、二〇〇五年）等参照。

- (18) 杉山清彦「ヌルハチ時代のヒヤ制——清初侍衛考序説」（『東洋史研究』二六—一、二〇〇三年）参照。同論によればヒヤはモンゴル語のᠬᠢᠶᠠと同義で、入關後、侍衛と翻譯されたという。また、親衛隊にはヒヤのほかにはバヤラがあり、バヤラは甲士から選抜される精兵をいい、後に護軍と譯されたという。ヒヤはもともと信頼されるグチユ（朋友、從者）として側近の中核をなすものであり、その職務は、近侍、宮殿警備、ハンの使者、出軍、國務參與などであったという。さらにその來源は家僕（*booi*）、歸順

首長の子弟、部下からの選抜された勇士、一族の重臣の子弟であり（主體は後三者）、人質としての要素をもっていたという。

- (19) 拙著『中國史のなかの諸民族』（山川書店、二〇〇四年）三五頁等。

(20) 『元史』卷九九兵志、宿衛には、ケシクの番直について傳え、「四怯薛、太祖功臣、博尔忽、博尔朮、木華黎、赤老温。時號掇里班曲律。猶言四傑也。太祖命其世領怯薛之長。怯薛者、猶言番直宿衛也。凡宿衛每三日而一更。申、酉、戌日、博尔忽領之、爲第一怯薛。即也可怯薛。博尔忽早絶。太祖命以別速都代之、而非四傑功臣之類、故太祖以自名領之。其云也可者、言天子自領之故也。亥、子、丑日、博尔朮領之、爲第二怯薛。寅、卯、辰日、木華黎領之、爲第三怯薛。巳、午、未日、赤老温領之、爲第四怯薛。赤老温後絶、其後怯薛常以右丞相領之。」とある。ビティグチ、コルチなどの存在、および侍直制の存在などから推して、拓跋鮮卑の場合にも何らかのこうした番直制度が存在したとしておそらく大過ないであろう。なお、この四ケシク體制は元末まで保持されている。この点については片山共夫『元朝四怯薛の輪番制度』（『九州大學東洋史論集』六號、一九七七年）参照。

- (21) 注（14）参照。

- (22) 白鳥庫吉氏は前掲注（14）の論考（『白鳥庫吉全集』第四卷一七五頁）で「托跋語にては帶杖人を胡洛眞という。『黑韃事略』を案ずるに「環衛則曰火魯赤」とあり、又

『成吉思汗實錄』卷七、二七四頁に「箭筒士(蒙語 豁兒赤 明譯 帶弓箭的、元史兵志 火兒赤、塔察兒の傳「火兒赤者、佩囊韃侍左右者也」)とあれば、托跋語の胡洛眞は蒙古語の豁兒赤、火兒赤、火魯赤と同語なること明らかなり。」と述べている。

(23) モンゴルが最初期において文字を持たなかったことを想定すれば、必闇赤はもととはケシクではなかったとも考えられる。この點は北魏前期における文官近侍官としての高允などの場合をも勘案するとき(後論参照)、北魏の内朝の問題を考えうえて重要な意味を持つと考えられる。

(24) 當時の北魏では、王は一品官に、公は二品官に比されており(侯、伯、子、男も同様)、各々の爵位を繼ぐと、それに對應した官品の官に就官した。この點については拙稿「北魏の封爵制」(『東方學』五七輯、一九七九年、拙著『魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院、一九九八年、第二編第三章所收)で論じた。

(25) 注(1) 拙稿「北魏の内朝」参照。

(26) 次の二例である。①『魏書』卷三五崔浩傳「泰常元年、司馬德宗將軍劉裕伐姚泓、舟師自淮泗入清、欲沂河西上、假道於國。詔群臣議之。外朝公卿咸曰、「……」又議之內朝、咸同外計。太宗將從之。」②同書卷一〇八の一「天賜二年夏四月、復祀天于西郊。……帝立青門內近南壇西、內朝臣皆位於帝北、外朝臣及大人咸位於青門之外。」

外朝の例は他にもある。例えば、『魏書』卷一一三官氏志に、登國元年(三八六)のこととして、「是年、置都統

長。又置幢將及外朝、大人官。其都統長、領殿內之兵、直王宮。幢將員六人、主三郎衛士直宿禁中者。自侍中已下、中散已上、皆統之。外朝大人、無常員。主受詔命、外使、出入禁中。」とある。

一因みに、中華書局標點本は、この箇所を「自侍中已下、中散已上、皆統之外朝大人、無常員。」と標點するが、誤りであろう。

(27) このような内朝のもつ重層構造については、かつて武官系統の内侍官についてその點を追求したことがある(拙稿「北魏文成帝南巡碑について」(九州大學東洋史論集)二八號、二〇〇〇年所收)。なお、先に見た『南齊書』卷五七魏虜傳に「國中呼內左右爲直眞、外左右爲烏矮眞」と見える左右官を内外に分ける記述、あるいは注(26)に掲示した官氏志の記事「其都統長、領殿內之兵、直王宮。幢將員六人、主三郎衛士直宿禁中者。」に見える王宮、殿內、禁中などを區別する記述の存在もそうした事柄を想定せしめる。

(28) 注(6)の佐藤氏論考参照。

(29) 松下憲一「北魏崔浩國史事件——法制からの再検討」(『東洋史研究』六九—一、二〇一〇年)参照。

(30) 注(17)の拙著参照。

(31) 注(6)の佐藤氏論考「北魏前期の「内朝」・「外朝」と胡漢問題」三三頁参照。

(32) 『魏書』卷四上、世祖紀上、始光二年夏四月の條に(「北史」卷二略同)、「詔龍驤將軍步堆、謁者僕射胡觀使

- 於劉義隆。」とあり、同書卷五高宗紀、和平二年十月の條に〔北史〕卷二略同、「詔假員外散騎常侍游明根、員外郎昌邑侯和天德使于劉駿。」とあり、同四年十月の條に〔北史〕卷二略同、「驍騎將軍昌邑子婁內近、寧朔將軍襄平子李五麟使于劉駿。」等とある。右に見える、步堆、和天德、婁內近は胡族と考えられる（姚徵元「北朝胡姓考」、中華書局、一九五八年、修訂本二〇〇七年參照。なお、北魏と劉宋間における使節の往來については、鄭欽仁「宋魏交聘表」（『大陸雜誌』二三卷六期、一九六一年）參照。
- (33) 南巡碑については注(27) 拙稿「北魏文成帝南巡碑について」、松下憲一「北魏石刻史料に見える内朝官——「北魏文成帝南巡碑」の分析を中心に——」（『北大史學』四〇、二〇〇〇年、岡氏著「北魏胡族體制論」、北海道大學大學院文學研究科、研究叢書一一、二〇〇七年、第三章所收）等參照。
- (34) 當時の北魏宮廷には、鮮卑語と漢語の併存使用という言語の二重性の問題が存在していた。この点については、注(1) 掲載の拙稿「北魏の内朝」六〇〜六一頁參照。前掲拙著『魏晉南北朝時代の民族問題』二〇四〜二〇五頁。
- (35) 注(6) の佐藤氏論考「北魏前期の「内朝」・「外朝」と胡漢問題」二六頁參照。
- (36) 鄭欽仁「北魏官僚機構研究」、牧童出版社、臺灣、一九七六年（稻禾出版社、臺灣、一九九五年再刊）第二編「中散官」參照。
- (37) 注(6) の佐藤氏論考「北魏前期の「内朝」・「外朝」と胡漢問題」二四頁參照。
- (38) 注(7) 拙稿「三國階段における烏丸・鮮卑について——交流と變容との観点から見た——」一四五頁以下參照。
- (39) 拙稿「民族問題を中心としてみた魏晉南北朝隋唐時代史の研究動向」（『中國史學』一一號、二〇〇一年所收）等參照。
- (40) 因みに、筆者は前掲注(1) の舊稿發表以來、北魏前期國家では内朝が外朝を支配する構造が存在するとしてきたが、その場合、尙書の位置づけが問題となると考えられるかもしれない。何故なら尙書左右僕射など尙書省の高官の多くは、嚴耕望氏の研究などをまっまでもなく、多く北族によって占められていたからである。舊稿における提示は、内朝・外朝という構造を示すのに急であつたため、やや理念的提示に過ぎたかも知れないが、それは當時の尙書省の實態という点については自明のことと考えていたからに他ならない。自明のこととらえていた理由の1は、本稿でも舊稿の一部を引用した際、示すように（本稿一三〜四頁）、道武帝は、後燕との抗争の過程で臺省を建て、百官を設置し、行政官たる尙書郎以下の官吏に悉く漢民族を中心とした文書行政能力をもつ「文人」を用いていたからであり（このことを示す史料は『魏書』太祖紀皇始元年の條に見える「初建臺省、置百官、封拜公侯、將軍・刺史・太守、尙書郎已下悉用文人」、北族は内朝を経て、やがて尙書省をも含めた内外の要官に任じられていたからである。

また、これは、本稿第一節で引用した『元史』巻九九、兵志二に、元代の宿衛の「怯薛の職に預かり、禁近に居る者は、冠服、弓矢、食飲、文史、車馬、廬帳、府庫、醫藥、卜祝の事を分ちて悉く世々之を守る。才能を以て任を受け、官政に服さしめ、貴盛の極と雖も、然も一日歸りて内庭に至らば、則ち其の事を執ること故の如く、子孫に至るも改むること無し」と見えることと同様のことが北魏にあっても存在したと考えたことにもよる。

- (41) 古瀬奈津子「中國の「内廷」と「外廷」——日本古代史における「内廷」「外廷」概念再検討のために」(『東洋文化』六八號、一九八八年所收) 参照。なお、東野治之「内廷と外廷——宮内省の性格を中心として」(『續日本紀研究』二二二號、一九八〇年)をも参照。

- (42) 注(1) 拙稿「北魏の内朝」五一頁以下において、「内朝」という語の定義であるが、内朝を後宮諸官として把握する見解も示されている。しかし筆者はそれを當時の用法に従って侍官の總稱と考えたい。いま筆者が内朝を廣く侍官の總稱とする次第を述べてみよう。……この内朝に後宮の官としての宦官等が含まれている可能性はあるが後宮諸官イコール内朝でないことは明らかである。この内朝はそれよりももっと広い意味で用いられているといえよう。」と述べた。

- (43) 直木孝次郎『日本古代國家の構造』、青木書店、一九五八年、二二二頁～二二三頁。
- (44) 人制については、なお吉村武彦「倭國と大和王權」(『岩

- 波講座 日本通史』第二卷、古代1、一九九三年) 参照。
- (45) 石田英一郎「氏族制時代論」(『石田英一郎全集』第一卷、筑摩書房、一九七〇年) 参照。

- (46) 吉田孝「古代社會における「ウヂ」」(『日本の社會史』六卷、岩波書店、一九八八年) 参照。

- (47) 注(2) 拙稿「北魏太祖の部落解散と高祖の部落解散——所謂部族解散の理解をめぐって——」、拙著『魏晉南北朝時代の民族問題』一六〇、一六一頁参照。

- (48) 武田幸男「六世紀における朝鮮三國の國家體制」(『東アジアにおける日本古代史講座』4、學生社、一九八〇年所收) 参照。

- (49) 注(14) 拙稿「四、五世紀の中國と朝鮮・日本」一七四頁～一七五頁。

- (50) 田中良之編『東アジア古代國家論 プロセス・モデル・アイデンティティ』(すいれん舎、二〇〇六年) 一〇八頁参照。なお、当該引用は主旨を簡潔に伝えるため、表記を若干變更した。

- (51) 同上「東アジア古代國家論 プロセス・モデル・アイデンティティ」(すいれん舎、二〇〇六年) 二五〇頁、二五五頁、二五六頁。

- (52) この點は、注(8)の拙稿「北朝國家論」一九一頁で提示した。

- (53) 拙稿「北魏の内朝」(『九州大學東洋史論集』五號、一九七七年)。拙著『魏晉南北朝時代の民族問題』(汲古書院、一九九八年) 第二編第一章所收。

- (54) この公主降嫁の近年の成果としては、藤野月子「漢唐間における和蕃公主の降嫁について」(『史學雜誌』一一七—七、二〇〇八年)がある。
- (55) 『魏書』卷三太宗紀に、「初、帝母劉貴人賜死。太祖告帝曰、昔漢武帝將立其子而殺其母、不令婦人後與國政、使外家爲亂。汝當繼統、故吾遠同漢武、爲長久之計。帝素純孝、哀泣不能自勝、太祖怒之。」とある。また、『二十二史劄記』卷一四、保太公后の條をも参照。
- (56) 西嶋定生「武帝の死——鹽鐵論の政治的背景」(『中國古代國家と東アジア世界』、東京大學出版會、一九八三年所收)、富田健之「内朝と外朝——漢代政治構造の基礎的考察——」(『新潟大學教育學部紀要 人文・社會科學編』二七—二、一九八六年所收)、同「前漢武帝期以降における政治構造の一考察——所謂内朝の理解をめぐって——」(『九州大學東洋史論集』九號、一九八一年所收)、好並隆司「前漢政治史研究」(研文出版社、二〇〇四年所收)、米田健志「前漢後期における中朝と尙書——皇帝の日常政務との關連から——」(『東洋史研究』六四—一、二〇〇五年所收)等参照。
- (57) 同氏「漢初の郎官」(『史泉』九四號、二〇〇一年、二六頁—二七頁)。なお、郎官については後掲の増淵龍夫氏の論考の他に、嚴耕望「秦漢郎吏制度考」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』二三の上、一九五一年)参照。
- (58) 増淵龍夫「新版 中國古代の社會と國家」岩波書店、一九九六年、二六〇頁—二六一頁。箭内互氏は注(14)の論考「元朝怯薛考」において、ケシクの意味が、「天子の恩恵を被れるもの」「天子の寵愛を受けたるもの」の義であると述べている(二—三頁)。人質であり、同時に恩寵を受けたものである點は、注(18)の杉山清彦氏の論考に見えるヒヤと同様である。
- (59) 増淵氏は前掲書三三〇—三三二頁において、「總じて宮中の宿衛を職務とするこれら諸郎は西漢においては同時に諸他の九卿の諸署に給事することが極めて一般的であったということである。……張安世は「父の任を以て郎と爲り、書を善くするを用って尙書に給事し」(『漢書』張湯傳)、また、後漢の當初においても馮勤は「除せられて郎中と爲り、尙書に給事す」(『後漢書』馮勤傳)とあるのは、その顯著な例である。……これは次のことを意味する。すなわち前漢においては、天子の宿衛を要務とする光祿勳所轄の三署の郎が同時にまた小府所屬の尙書署に給事し、事實關係として尙書の仕事も行うことがあったのであるが、そのような未分化の郎の職能が、東漢に入ると、次第に制度化されてきて、尙書に給事する光祿郎は、光祿勳の所轄からはなれて、小府所轄の尙書郎という定まった官職として定職化されてきたことを意味する。同様のことは黃門郎についてもいえる。」と述べられている。北魏前期における内朝は孝文帝の改革によって廢止されるが、それ以前における内朝の展開過程は、前漢における郎官の給事の動きと酷似する。すなわち内朝諸官、とりわけ中散、給事、給事中等の諸曹への給事の展開であるが、この點も兩者の同軌性

を示している（前掲注（1）拙稿「北魏の内朝」参照）。

(60) 筆者は所謂征服王朝としての遼金と北魏との関連について、正統性の主張如何との観点からその類似性を指摘したことがある（拙稿「遼金における正統観をめぐって——北魏の場合との比較——」、『史淵』一四七輯、二〇一〇年）。

**A RE-EXAMINATION OF THE INNER COURT OF THE
NORTHERN WEI DYNASTY, AS SEEN FROM THE
POINT OF VIEW OF COMPARATIVE HISTORY**

KAWAMOTO Yoshiaki

The author has previously published concerning the inner court 内朝 of the Northern Wei dynasty. In this article, I first point out the developments in research that have occurred since the publication of my work and problems within the research field.

Additionally, at the foundation of my previous argument on the dismantling of the tribe-centered state and the inner court was a consciousness of theoretical issues on the nature of the state leading to an investigation of the how the character of the Northern Wei state should be understood. When we examine the political system of Northern Wei around the time of the reforms of Emperor Xiaowen, we can see the differences between, on the one-hand, the non-Han state of the early stage of the Northern Wei dynasty, and the state of the later stage that had completed its adoption of Chinese dynastic system on the other hand. My concern with this issue has been on the question of how the Northern Wei of the early stage and that of the later can be reconciled when considered from the standpoint of theories of the state. Seen in terms of theories of sinification or assimilation, it may be possible to understand that it was only with the reforms of Xiaowen that the early Northern Wei state was first transformed into a normal state based on the orthodox dynastic model of the Central Plain. However, when seen in this light, one is led to the view that the early stage of Northern Wei was a state “in process,” progressing toward the later stage which results in the loss of its subjectivity, or the interpretation arises that as a result of the sinification that grew out the reforms of Emperor Xiaowen, the state lost or was in the process of losing its agency. However, while acknowledging this direction, I have pointed out that it is necessary to also focus on the reality of a direction that differs from that of sinification. Seen from the viewpoint that the early Northern Wei state was one formed as a consequence of the development of the Tuoba-Xianbei in northern Asia, it becomes clear that it was not a state “in process,” but should be grasped as a tribal state based on the system of eight tribes.

In this article I make clear how the Northern Wei can be positioned in the con-

text of Northern and Eastern Asia history without severing the early Northern Wei state from the later one by employing the viewpoint that compares it with foreign dynasties that ruled China such as the Yuan, the kingdom of Wa in ancient Japan, and the Former Han, the Han dynasty that preceded the Northern Wei.

THE TWENTY-FOUR ARMY SYSTEM AND THE *FUBING* SYSTEM OF THE WESTERN WEI AND NORTHERN ZHOU

HIRATA Yōichirō

The *fubing* system that was a driving force in the creation of Sui and Tang dynasties is generally thought to have begun with the twenty-four army system of the Western Wei, and its military power too have been composed of local militias of Han people in Western Wei and Northern Zhou during which the influx of warriors of the northern Xianbei peoples were not numerous. Nonetheless, the term *fubing zhi*, the *fubing* system, is not found in contemporary sources, and was invented in a later period. Tracing the *fubing* system back to the Western Wei is also nothing more than a distortion created by later hands.

The local military organizations that comprised the military force of the twenty-four army system were both chronologically, geographically, and ethnically extremely diverse, and the local Han militias of Guanlong 關隴 were no more than one part of it. In the Western Wei and Northern Zhou levies of military service were generally imposed on households, but they resorted to having the local gentry organize military bands and thereby continued the selection and implementation of a method of operating as a pseudo-tribal militia. In addition the existence of a unique system of groups of close advisers, called *qinxin* 親信 and *kuzhen* 庫眞, whose lineages could be traced to the inner officers of Northern Wei court, made it possible to control the vast military organization that was the twenty-four army system.

Judging from these special characteristics, the twenty-four-army system can be understood as a pseudo-tribal militia system that was supported by the traditions of the Xianbei. In this regard, it should be positioned in the historical context as a military system located precisely within the lineage of the nomadic military systems such as the twenty-four chiefs of the Xiongnu and of the Mongol thousand-